

平成30年4月からの制度改正に伴う介護保険事業所・施設の指定等について

1. 介護医療院の許可基準等について

- 平成30年4月から新たに介護医療院（①要介護者の日常的な医学管理②生活施設の機能③看取り機能を具備した新たな介護保険施設）が創設されます。
- 介護療養病床（療養機能強化型）相当のサービス（Ⅰ型）と老人保健施設相当以上のサービス（Ⅱ型）の2つのサービスがあります。

人員・設備・運営基準等の概要	
サービス提供単位	Ⅰ型・Ⅱ型は療養棟単位で行う小規模の場合には療養室単位でも可
人員基準	医師、薬剤師、看護職員、介護職員はⅠ型、Ⅱ型のニーズに応じ配置
	リハビリテーション専門職、栄養士、放射線技師、その他の職員は施設全体として配置
設備基準	療養室は定員4名以下、床面積を8.0㎡以上、プライバシーに配慮した環境に努める他、診療室、処置室、機能訓練室、臨床検査設備、エックス線装置等を設置。
運営基準	運営基準は、介護療養型医療施設の基準と概ね同様、医師の宿直が求められるが、一定の条件を満たす場合に一定の配慮あり
介護療養型医療施設、医療療養病床からの転換緩和措置等	
基準の緩和等	療養室の床面積、廊下幅（1.8m、中廊下の場合は2.7m。但し転換の場合は1.2m、中廊下1.6m）等の基準緩和あり
転換後の加算	転換後1年間に限り算定可能な加算の創設

職種名	指定基準（Ⅰ型）	指定基準（Ⅱ型）
医師	※48:1（施設で3以上）	※100:1（施設で1以上）
薬剤師	※150:1	※300:1
看護職員	※6:1	※6:1
介護職員	※5:1	※6:1
リハビリ職員	PT/OT/ST:適当数	
栄養士	定員100人以上で1以上	
介護支援専門員	※100:1（1名以上）	
放射線技師その他	適当数	
施設設備	指定基準	
診療室	医師が診察を行うのに適切なもの	
療養室	定員4名以下、床面積8.0㎡/人以上 注：転換の場合、大規模改修まで6.4㎡/人以上で可	
機能訓練室	40㎡以上	
談話室	談話を楽しめる広さ	
食堂	入所定員1人あたり1㎡以上	
浴室	身体の不自由な者が入浴するのに適したもの	
レクリエーションルーム	十分な広さ	
その他医療設備	処置室、臨床検査施設、エックス線装置、調剤所	
他設備	洗面所、便所、サービスステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室	
医療の構造設備	診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気、ガス、放射線に関する構造設備	
廊下	片廊下1.8m以上、中廊下の場合は2.7m以上	
耐火構造	原則耐火建築物	

※人員の許可基準（Ⅰ型）、（Ⅱ型）で示した比率は、入所者数に対する従業者の必要数の割合を示す。

○介護医療院を開設するために必要な手続き

介護医療院の業務を行う場合は、介護保険の開設許可申請の手続きが必要です。

開設許可申請書及び添付書類等を担当窓口へ提出する必要があります。

2. 共生型居宅サービスの指定基準等について

- 平成 30 年 4 月から障害福祉制度の指定を受けた事業所であれば、基本的に介護保険（共生型居宅サービス）の指定も受けられるようになります。

サービス区分	指定基準	報酬額による区分等
共生型訪問介護	○共生型居宅サービスの利用者の合計数と共生型居宅サービスとの従業者合計数を基に算定した場合に、障害福祉制度の指定居宅介護、重度訪問介護の事業所の人員基準を満たすこと。	左記の人員基準を満たすことで、概ね障害福祉の報酬水準は担保されるが、介護保険事業所の人員は満たさないことを踏まえ、通常の介護報酬単位との区分（従業者の資格要件等に応じ、所定単位数の 70/100, 93/100 を乗じた単位数）を設ける。
共生型通所介護	○共生型居宅サービスの利用者の合計数と共生型居宅サービスとの従業者合計数を基に算定した場合に、障害福祉制度の指定生活介護、指定自立訓練、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの人員基準を満たすこと。	共生型通所介護事業所、上記の共生型訪問介護の説明と同様に通常の介護報酬単位との区分（従業者の資格要件等に応じ、所定単位数の 90/100, 93/100, 95/100 を乗じた単位数）を設ける。
共生型地域密着型通所介護	○共生型居宅サービスの利用者の合計数と共生型居宅サービスとの従業者合計数を基に算定した場合に、障害福祉制度の指定生活介護、指定自立訓練、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスの人員基準を満たすこと。	共生型通所介護事業所と同様に通常の介護報酬単位との区分等を設ける。
共生型（介護予防）短期入所生活介護	○共生型居宅サービスの利用者の合計数と共生型居宅サービスとの従業者合計数を基に算定した場合に、障害福祉制度の指定短期入所（障害者支援施設の併設型及び空床利用型に限る）の人員基準を満たすこと。 ○居室面積は共生型居宅サービスの利用者合計数 1 人当たり 9.9 ㎡以上を満たすこと。	共生型短期入所事業所の場合、上記の共生型訪問介護の説明と同様に通常の介護報酬単位との区分（従業者の資格要件等に応じ、所定単位数の 92/100 を乗じた単位数）を設ける。 また、生活相談員（社会福祉士等）を配置している等の場合は、生活相談員配置等加算を設ける。

○共生型居宅サービスを行うために必要な手続き

共生型居宅サービスを行うためには、介護保険法の指定申請の手続きが必要です。

指定申請書及び添付書類等を担当窓口に提出する必要があります。

3. 介護保険の短期入所療養介護事業所の指定基準等について

- 一般病床の有床診療所は、「食堂」が医療法の設置基準でないため「食堂」の基準が緩和されますが、一定の報酬上の減算が設けられます。
- 療養病床を有する病院又は診療所は、みなし指定により介護保険法の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）のサービスを提供することができます。

○ 介護保険の短期入所療養介護事業所の指定の時期（みなし指定の時期）

区 分	みなし指定の時期
① 30 年 4 月 1 日以降に新たに療養病床を有する病院又は診療所を開設する場合又は病院又は診療所の一般病床を療養病床に変更する場合	療養病床を有する病院又は診療所をの開設の際に、介護保険法の短期入所療養介護の指定があったものとみなされます。（介護予防についても同様）

② 30年4月1日の時点で療養病床を有する病院又は診療所を開設しているが、介護保険法の短期入所療養介護の指定を受けていない場合	平成30年4月1日に介護保険法の短期入所療養介護の指定があったものとみなされます。(介護予防についても同様)
③ 30年4月1日の時点で療養病床を有する病院又は診療所を開設し、かつ、介護保険法の短期入所療養介護を受けている場合	指定を受けている短期入所療養介護の指定の有効期間の満了日の翌日に、引き続き介護保険法の短期入所療養介護の指定があったものとみなされます。(指定の更新の手続きは不要となります) ※ 介護予防短期入所療養介護についても同様

- 介護保険法の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供するために必要な手続き

サービスを提供しようとする場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届」を提出する必要があります。(提出されないと介護給付費が受けられませんので注意してください)。

また、人員、設備等に変更が生じた場合は、変更届を提出する必要があります。

4. 居宅療養管理指導の指定基準等について

- 平成30年4月から看護職員が行う居宅療養管理指導が廃止されることとなり、訪問看護ステーション等における保健師、看護師及び准看護師の行う居宅管理指導も廃止となります。(6ヶ月経過措置が設けられる予定)

5. 居宅介護支援事業所の市町への移管及び管理者の資格要件について

- 平成30年4月から居宅介護支援事業指定・指導等の事務が県から市町に移管されます。
- 新たに管理者の資格要件に、主任介護支援専門員であることが追加されます。(平成33年3月31日の間経過措置が設けられる予定)

6. 看護小規模多機能型事業所の指定基準等について

- 看護小規模多機能型事業所の指定を診療所が受ける場合には、法人以外の個人開設の診療所であっても指定が受けられるようになります。
- 小規模多機能型事業所と同様に、看護小規模多機能型事業所も一定の基準を満たせば、サテライト型看護小規模多機能型事業所が設置できることとされます。

7. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所のオペレーター等について

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、夜間・早朝(18時から8時)のみならず日中(8時から18時)についても、利用者へのサービス提供に支障がない場合には、オペレーターと「随時訪問サービスを行う訪問介護員」及び指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所以外の「同一敷地内の事業所の職員」の兼務が認められることとなります。
- 夜間・早朝と同様の事業所間の連携が図られている時はオペレーターの集約が可能となります。